



# ガソリンを容器に詰め替えて 販売される事業所の皆様へ

消防法で

- ①顧客の本人確認
- ②使用目的の確認
- ③販売記録の作成

を行うことが義務付けられます。  
令和2年2月1日から施行されます。

携行缶へガソリンの詰め替えを希望されるお客様が来店された場合。

→  
運転免許証や保険証など本人確認ができるものの提示をお願いしてください。

→  
販売日時、販売量、購入者の住所、氏名、使用目的などを記録して下さい。

※灯油や軽油の詰め替え販売につきましては、法令上で定められた注油設備で行ってください。

## セルフスタンドの従業員の方へ

- ・セルフスタンドでは、顧客が自らガソリンを金属製容器に詰め替えする行為は認められていません。
- ・給油の際は、危険物取扱者の方による安全確認を実施するとともに、顧客が詰め替え行為をしないよう、給油中の監視の徹底をお願いします。
- ・ガソリンを入れる容器は、消防法令により一定の強度のある材質を使用することと、容量が制限されています。



※このラベルは消防法による容器性能試験に合格したガソリン携行缶に貼付されています。

詳しくは、管轄の消防署または消防本部まで!

中消防署	39-9410	東消防署	39-9415
西消防署	39-9413	消防本部予防課	39-9402

## 宇治市消防本部